

公益社団法人 日本栄養士会

2021年8月23日発出

2021年12月22日修正

2021年12月27日修正

## 令和3年度介護報酬に関する質問と回答(Vol.5)

令和3年度介護報酬改定に関する相談窓口および令和3年度介護報酬改定(栄養関連)研修会時の質問・疑問を項目毎にまとめましたのでご確認ください。掲載されていない項目については、次回(9月中旬予定)令和3年度介護報酬に関する質問と回答(Vol.6)にて随時公開していく予定です。

**通所系サービスについて** P.2～P.4

**口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)** P.2

**栄養アセスメント加算** P.3

**栄養改善加算** P.3～P.4

**LIFEについて** P.5～P.6

## 令和3年度介護報酬に関する質問と回答⑤

### 通所系サービスについて

Q：通所系サービスの加算の併算定可と不可が良くわかりません。

A：厚生労働省「令和3年度介護報酬改定の主な事項」を参照

#### ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）について

栄養アセスメント加算・栄養改善加算及び口腔機能向上加算の併算定不可です。

#### ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）について

栄養アセスメント加算は併算可能です。

栄養改善加算も併算定可です。

### 3. (1)⑰ 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実

<b>概要</b>	【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】
<p>○ 通所・居住系等のサービスについて、利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算を創設する。その際、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。【告示改正】</p> <p>○ 口腔機能向上加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】</p>	
<b>単位数</b>	
<現行> <改定後>	
栄養スクリーニング加算 5単位/回	⇒ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）20単位/回（新設）（※6月に1回を限度） 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）5単位/回（新設）（※6月に1回を限度）
口腔機能向上加算 150単位/回	⇒ 口腔機能向上加算（Ⅰ）150単位/回（現行の口腔機能向上加算と同様） 口腔機能向上加算（Ⅱ）160単位/回（新設）（※原則3月以内、月2回を限度） （※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可）
<b>算定要件等</b>	
<p>&lt;口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）&gt;</p> <p>○ 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること（※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可）</p> <p>&lt;口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）&gt;</p> <p>○ 利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること（※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算（Ⅰ）を算定できない場合のみ算定可能）</p> <p>&lt;口腔機能向上加算（Ⅱ）&gt;</p> <p>○ 口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること</p>	

89

※1 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できること。

・**栄養アセスメント加算**について

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）のみ併算定可能です。

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）と栄養改善加算については併算定不可です。

### 3. (1)⑱ 通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実

<b>概要</b>	【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、看護小規模多機能型居宅介護】
○ 通所系サービス等について、栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、見直しを行う。【告示改正、通知改正】	
<b>単位数</b>	
※ 通所系サービスに加え看護小規模多機能型居宅介護も対象とする	
<現行> なし	⇒ <改定後> 栄養アセスメント加算 50単位/月 <b>(新設)</b>
栄養改善加算 150単位/回	⇒ 栄養改善加算 200単位/回 (※原則3月以内、月2回を限度)
<b>算定要件等</b>	
<p>&lt;栄養アセスメント加算&gt; ※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定は不可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該事業所の従業者として又は外部（※）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること</li> <li>○ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること</li> <li>○ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</li> </ul> <p>※ 他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。</p> <p>&lt;栄養改善加算&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問することを新たに求める。</li> </ul>	

9

※2 栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要とされた場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。

・**栄養改善加算**について

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）と栄養アセスメント加算について併算定不可です。

※1 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できること。

※2 栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改

善サービスの提供が必要とされた場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。

※指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

※1 第2の7（17）

※2 第2の7（15）

通所介護 通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 （介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護） 看護小規模多機能型居宅介護	口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位/回 (6月に1回) ※利用者全員 (II) 5単位/回	併算不可
	栄養アセスメント加算 50単位/月 ※利用者全員 LIFE活用 (要件)	
	栄養改善加算 200単位/回 現行要件+必要に応じ訪問 ※低栄養状態又はおそれのある者	

**口腔・栄養スクリーニング加算（I）（II）についての告示・留意事項記載箇所**

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第73号） 6 注17
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号） 第2の7（17）
- 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95） 大臣基準告示十九の二

LIFE について

Q：栄養マネジメント強化加算算定にあたり、LIFE へ情報を提出する際、浮腫が改善したことで体重減少した場合でも、低栄養リスクが高リスクに該当してしまい合点がいきません。浮腫による体重増加の場合も同様になりますが、どのように記入するのが望ましいのでしょうか。

A：浮腫改善による体重減少の場合でも、体重減少があったという事実があり、状態に変化がないかを見ていく必要があります。体重減少の原因については特記事項に記載してください。浮腫による体重増加の場合は、「多職種による栄養ケアの課題」の「浮腫」にチェックを入れてください。

Q：栄養アセスメント加算算定にあたり、LIFE へ情報を提出する際、利用者に対し栄養アセスメントした分から随時報告してよいのでしょうか。それとも、全員分をまとめて報告した方がよいのでしょうか。

A：LIFE への情報提出の頻度は、栄養アセスメントを行った日の属する月、少なくとも3ヶ月に1回であり、利用者ごとに翌月10日までに提出する必要があります。

●科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老老発0316第4号）（抄）

LIFE への情報提出の頻度については、下記の表を参考にしてください。

LIFE提出頻度 (○：利用 ■：LIFE提出)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
科学的介護推進体制加算	毎月利用の場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月から利用開始			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7月サービス利用終了	○	○	○	○								
	10月利用なし	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	8月1日に入院し30日以上経過、その後、12月より利用再開	○	○	○	○	■				○	○	○	○

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
栄養アセスメント加算	毎月利用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5月利用なし	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月から利用開始			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7月利用なし	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	8月サービス終了	○	○	○	○	○							

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
栄養マネジメント強化加算	計画書3ヶ月更新	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月から利用開始 (計画書3ヶ月更新)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8月1日に入院し9月に退院したため計画書を変更した	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○